

No	項目	計画の概要	改正時期等	効果	27年度中に措置が見込まれるもの
24	水素スタンドにおけるセルフ充填の許容	必要なハード面・ソフト面の適切な措置を、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、可能とする。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置	一般ドライバーによるセルフ充填が可能になる。 ⇒人件費の削減	
25	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可①(第一種製造者)	都市計画法第34条第1号の「店舗等」に「第一種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、 <u>技術的助言を発出する。</u>	平成27年できるだけ早期に措置	市街化調整区域に水素スタンド(第一種製造者)の設置が可能になる。 ⇒水素ステーション整備の促進	○
26	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可②(第二種製造者)	技術基準の整備状況や今後の整備計画等を踏まえた上で、都市計画法第34条第1号の「店舗等」に「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、 <u>技術的助言を発出することを検討し、結論を得る。</u>	平成27年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	市街化調整区域に水素スタンド(第二種製造者)の設置が可能になる。 ⇒水素ステーション整備の促進	
27	水素スタンドの保安基準の見直し	<u>業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、</u> 離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、 <u>必要な措置を講ずる。</u>	平成29年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	代替措置による離隔距離の短縮が可能になる。 ⇒より狭い土地での整備が可能 ⇒コスト削減 ※ディスペンサから公道までの離隔距離8m⇒6m 短縮で年間約420万円の賃料が削減可能 前提: m ² 当たりの賃料6万円/年	
28	パッケージ機器に係るコンテナの取扱いの緩和	<u>コンテナを利用したパッケージ型の機器について、原則として常時人が立ち入らない平屋のものについては、</u> 建築基準法上の「建築物」に当たらないこととする方向で、 <u>建築基準法上の取扱いを明確化する技術的助言を発出する。</u>	平成27年度検討・結論・措置	建築基準法上の「建築物」から除外され、建築確認申請のための無用な改造や配置変更等が不要になる。 ⇒コスト削減	○
29	水素スタンド用蓄圧器へのフープラップ式複合圧力容器の使用	一般高圧ガス保安規則を改正し、 <u>フープラップ構造の複合圧力容器に係る技術上の基準を整備する。</u>	平成27年度措置	安価な蓄圧器が使用できるようになる。 ⇒コスト削減	○
30	温度上昇を防止する装置(散水基準)の見直し	<u>業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、</u> 散水設備について所要の合理化をする方向で、 <u>必要な措置を講ずる。</u>	平成28年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	散水基準の見直しにより散水設備(大容量の貯水槽等)の軽減が図られる。 ⇒コスト削減 ⇒より狭い土地での整備が可能	
31	プレクール設備の無人運転の許容	<u>一定の条件を満たす付属冷凍設備について、</u> 無人運転が可能となるよう通知を発出する。	平成27年度措置	一定の条件を満たすプレクール設備の無人運転が可能になる。 ⇒人件費の削減	○
32	水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和	水素製造用改質器に係る規制について、当該施設の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査した上で、適切な規模要件等を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	平成27年度検討、平成28年度上期結論・措置	水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和が図られる。 ⇒コスト削減	
33	圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加	<u>業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、</u> ネックマウント方式を追加する方向で、 <u>必要な措置を講ずる。</u>	平成30年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	運送時の固定方法(ネックマウント方式)が追加される。 ⇒コスト削減	

No	項目	計画の概要	改正時期等	効果	27年度中に措置が見込まれるもの
34	液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。	平成29年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置	液化水素ポンプの設置を可能とすることにより、ガス圧縮機等を設置しない方法での充填が可能となる。 ⇒コスト削減	
35	適切な保安検査方法の整備	水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準も勘案した上で、82MPa圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	保安検査の検査方法・検査期間等の見直しが図られる。 ⇒コスト削減 ユーザー不利益の解消	
36	検査充填に用いる容器の取扱い見直し	水素スタンドでの検査充填に用いる容器について、他用途に転用されないこと等の条件を満たすものは、自動車燃料装置用容器と同様に扱うことができるよう通知を発出する。	平成27年度措置	水素ステーションにおける検査充填に係る容器の取扱いが見直され、容器の廃棄が不要になる。 ⇒コスト削減	○
37	蓄圧器の製造に関する検査に係る包括申請の適用範囲の見直し	安全性に影響がない仕様変更があったときにも包括申請の対象とすることが可能とすることについて、民間団体等において安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が示された場合には、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)」の見直し等を行う。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、データ等が示され次第速やかに検討・結論・措置	包括申請の対象が拡大されることにより申請の簡略化が図られる。 ⇒コスト削減	
38	海外規格材料及び同等材の例示基準への追加	使用可能な鋼材について、業界団体等にて、水素脆化に対する評価を含む安全性に関する技術的検証により必要なデータ・材料規格等が示された場合には、必要な措置を講ずる。	必要なデータ・材料規格等が示され次第、速やかに検討・結論・措置	海外規格材料や国内同等材の使用が可能となる。 ⇒コスト削減、調達手段の多様化	
39	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進①(IEC規格との整合の迅速化)	IEC規格の改訂に併せて行う、工場電気設備防爆指針の改正に要する期間の短縮を着実に進める。	平成27年度以降随時措置	工場電気設備防爆指針と最新のIEC規格が整合するとともに、型式検定の簡略化が図られる。 ⇒コスト削減	○
40	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進②(IEC-Exの枠組みによる型式検定の合理化)	IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)によってIEC規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを活用することにより、型式検定を簡略化できるよう検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度に結論を得次第措置		
41	外国登録検査・検定機関制度の早期普及	改正労働安全衛生法(H27.6)により、国外立地の検査・検定機関が、同法に基づく検定を行うことが可能になる。この制度の普及に向けて、国内外に周知徹底するなど所要の措置を講ずる。	平成27年度措置	登録を受けた外国の検査・検定機関による防爆機器の検定が可能であることが広く認知される。 ⇒コスト削減	○